

川崎市上下水道局企業職員の再任用及び再任用の任期の更新に関する要綱

(平成29年12月28日29川上総庶第987号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局企業職員（以下「職員」という。）について、川崎市職員の再任用に関する条例（平成12年川崎市条例第55号。以下「条例」という。）第1条に規定する再任用（以下「再任用」という。）及び再任用の任期の更新を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(選考区分)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項の規定により退職しようとする者若しくは法第28条の3の規定により勤務した後退職しようとする者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例第2条各号に規定する者が再任用を希望したとき、又は再任用をされた職員が任期の更新を希望したときは、原則として別表に掲げる区分により選考を行うものとする。

(選考に関する事務)

第3条 管理者は、選考について、次に掲げる事務を行う。

- (1) 選考の案内に関すること。
- (2) 選考を行うこと。
- (3) 選考の結果を本人に通知すること。
- (4) その他選考に関し必要なこと。

2 管理者は、他の任命権者と協議し、前項の事務を計画的に実施するものとする。

(選考基準)

第4条 選考に当たっては、勤務成績が良好であり、かつ、就労意欲及び選考の対象となる職に必要な職務遂行能力を有すると認められることを基準とする。

(選考方法等)

第5条 管理者は、次に掲げる方法により選考を行うものとする。

- (1) 面接
- (2) 勤務成績の判定
- (3) 健康状況の判定

2 前項各号に掲げる事項の基準については、別に定める。

3 任期を更新しようとする場合において、同一の職種名が付され、かつ、同一の職務の級が決定されるときは、第1項第1号に規定する面接を省略することができる。

(任期の更新に関する同意)

第6条 条例第3条第2項に規定する職員の同意は、管理者が書面により確認するものとする。

(選考の特例)

第7条 第2条の規定にかかわらず、管理者は、他の任命権者との協議により、当該他の任命権者に対して選考の申込みを行った者を管理者に対して申込みを行った者として選考することができる。この場合において、選考は、当該他の任命権者が管理者に提出した書類により行うものとする。

2 管理者は、前項の規定により提出された書類のみで選考を行うことが難しいと認めるときは、必要な事項を調査するものとする。

3 管理者は、選考の申込みを行った者で、他の任命権者の選考を受けることに同意する者がいるときは、当該他の任命権者との協議により、当該他の任命権者が行う選考を受けさせることができる。この場合において、管理者は

、当該他の任命権者が行う選考に必要な措置を講じなければならない。

(選考結果の通知)

第8条 管理者は、選考を行ったときは、その結果を本人に通知するものとする。

(人事委員会への報告)

第9条 管理者は、選考に係る計画及び結果を人事委員会に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

(川崎市上下水道局企業職員の再任用の選考及び再任用の任期の更新に関する要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局企業職員の再任用の選考及び再任用の任期の更新に関する要綱(平成13年11月6日13川水総職第505号)は、廃止する。

別表（第2条関係）

選考区分	採用する職の範囲
事務職員	事務職員が就く職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として管理者が指定する職
技術職員	技術職員が就く職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として管理者が指定する職
技能職員・業務職員	技能職員又は業務職員が就く職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として管理者が指定する職